

# 定 款

制 定 改 定	平成	16.	4.	1
	平成	17.	8.	16
	平成	18.	6.	29
	平成	19.	6.	28
	平成	19.	11.	30
	平成	20.	4.	1
	平成	20.	6.	26
	平成	20.	11.	15
	平成	23.	6.	29
	平成	24.	1.	18
	平成	26.	7.	1
	平成	28.	6.	23
	平成	30.	6.	26
	令和	4.	6.	23
	令和	8.	6.	22

# 株式会社ファルテック

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ファルテックと称し、英文では FALTEC Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むこと並びに次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 自動車およびその他の輸送用機器の部品・用品・油脂類の製造ならびに販売
- (2) 自動車整備用機械・工具および産業用原動機の製造、販売ならびに設置工事
- (3) 自動車組立用機械、自動車性能試験機、これに付随する治工具および計量器の製造、販売ならびに設置工事
- (4) 自動車部品・用品の製造用原材料、機械装置、金型および治工具等の製造ならびに販売
- (5) 情報通信機器、食料品、衣類、時計、家庭用電気器具、販売促進用品および日用品雑貨の販売
- (6) 建築工事の設計、監理、施工および請負ならびに内外装用品の販売
- (7) 店舗運営および自動車整備事業に関するコンサルティングならびに研修
- (8) 不動産の賃貸および管理
- (9) 自動車およびその他輸送用機器の部品・用品・油脂類製造販売に係る支援
- (10) 表面処理加工を応用した商品の製造および販売
- (11) 事務機器および電気、音響機器の部品の製造販売
- (12) 金型、治工具の製造販売
- (13) 住宅設備機器およびその部品の製造販売
- (14) 建築用資材の製造販売
- (15) 配電盤、分電盤の製造販売
- (16) 医療用機器の製造販売
- (17) 化粧品の製造販売
- (18) 当社が株式を保有する会社または外国会社に対し、必要な助言、斡旋その他の援助を行うこと
- (19) 経理、財務、人事、情報システム等に係る管理サービスの提供
- (20) 子会社に対する貸付
- (21) 不動産、設備等に係る管理サービスの提供
- (22) 各種技術支援
- (23) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を川崎市幸区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 3 3, 0 0 0, 0 0 0 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、公告する。
- 3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合

を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2) 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任)

第19条 当会社の取締役は9名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任)

第30条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上

を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3) 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4) 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### (監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

#### (常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### (監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### (監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### (監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約

に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2) 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。